

遺言書作成上のポイントは以下の通りです。

●遺贈先として「学校法人専修大学」と正式名称で遺言書にご記載ください。

- ・名称：学校法人専修大学
- ・所在地：東京都千代田区神田神保町3丁目8番地1

※遺言書に遺贈先の正式名称をご記載いただき、付言事項として本学との関係が分かる情報（卒業学部・卒業年次等）や寄付に至った理由をご記入いただくことで、手続きを円滑に行うことができます。

●遺留分にご留意ください。

「遺留分」とは、遺言書の内容にかかわらず、配偶者、子などの相続人に最低限度保証される相続財産の受け取り分のことをいいます。トラブルを避けるため、生前からご家族に寄付の意向をお伝えいただき、遺言書では遺留分を侵害しないようご留意ください。

●遺言の方式には以下の違いがあります。

遺言の方式には主に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があり、それぞれに以下のような長所・短所があります。

また令和2年7月から法務局にて遺言書保管制度がスタートしました（有償）。この制度を利用することにより、自筆証書遺言でも滅失・偽造・変造・隠匿などの心配がなくなり、検認の手続きも不要となりました。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

項目	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	・ 公証役場で証人 2 名以上の立ち合いのもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言を作成、原本が公証役場で保管されます。	・ 財産目録以外の遺言の全文と日付及び氏名を自著し、押印します。 ・ 遺言者ご逝去後、家庭裁判所の <u>検認</u> ※手続きが必要です。
長所	・ 公証人が作成するため手続き上無効になるおそれがありません。 ・ 偽造・変造・紛失の心配がありません。 ・ <u>検認</u> ※手続きが不要です。	・ 誰にも知られずに作成できます。 ・ 書換えが容易です。 ・ 費用がほとんどかかりません
短所	・ 証人 2 名以上の立ち合いが必要です。 ・ 公正証書作成費用がかかります。	・ 形式不備のため遺言が無効になったり、内容が不明確なためトラブルとなる可能性があります。 ・ <u>滅失・偽造・変造・隠匿</u> などの心配があります。

※検認とは遺言書の内容や体裁を確認し、偽造や変造を防止するための検証手続きのことです、一種の証拠保全の目的があります。